

# ヘンリー・モーゲンソーとアメリカのドイツ戦争犯罪人処罰政策

清水正義

はじめに

一 戦争難民局の成立

二 モーゲンソー案

三 対独戦犯処罰政策をめぐって

おわりに

## はじめに

第二次世界大戦期アメリカのドイツ戦争犯罪人処罰政策は一九四四年夏以降、本格的に形成される。この年六月にノルマンディ上陸作戦が成功し、ヨーロッパ大陸に大量の部隊を派遣したアメリカは、来るべきドイツ占領に備え占領政策の形成の必要に迫られていた。結果的には対独戦終結までさらに一年を要することになったとはいえ、当時の認識は緊迫したものがあつた。<sup>1)</sup>

当時のアメリカにおける対独占領政策の形成については、財務長官ヘンリー・モーゲンソー・Jr.の対独強硬路線と、陸軍省・國務省を中心とする対独穩健路線との対立があったことが知られている。モーゲンソーが戦後ドイツの経済的・政治的地位を著しく制約し、ドイツを二度と再び近代戦争のできない国家にしようとしたのに対し、陸軍長官ヘンリー・スティムソンと國務長官コーデル・ハルは戦後ドイツの経済的・政治的再建をドイツにとつてのみならずヨーロッパ全体にとつて有益なものとなししていた。

ドイツ占領政策をめぐるこうした対立は、本稿で問題にするドイツ戦争犯罪人処罰に関する政策にも大きな影響を与えた。ドイツ占領間近と認識された軍事的進展のなかで、ドイツ戦争犯罪人の扱い、とくにナチ党、SS幹部の処遇についても明確化を迫られていたことは容易に想像できる。その際、モーゲンソーらがドイツ戦犯に対する峻厳な処罰を望み、とくにナチ・SS幹部に対しては即決処刑と同然の処置を主張したのに対して、スティムソンらはナチ幹部に対する処罰はあくまでも司法的手続きを経て実行するべきとして裁判方針を主張していた。

対独政策をめぐる強硬派モーゲンソーと穩健派スティムソンとの対立は最終的にはスティムソン側の勝利に終わり、ドイツ戦犯処罰政策についても裁判方式が採用されることになった。従つてここから、対独強硬派こそが戦犯の即決処刑を主張し、対独穩健派が裁判方針を主張したと結論づけがちであるが、実はそれほど単純ではない。一九四三年一月のテヘラン会談でドイツ軍指導部五万人の即決処刑を主張したスターリンに対して英首相チャーチルが驚いて抗議し、米大統領ローズヴェルトが間に立つて四万九千人ならどうかとジョークでまとめたという有名な話が残っているが、ここからチャーチルが即決処刑に反対であったと結論づけてはならない。彼はヒトラーらナチ主要幹部についてはむしろ即決処刑を主張する側に立っていた。<sup>2)</sup> 逆に、独軍に占領されたヨーロッパ亡命諸政府は当初より裁判方針を断固主張し

ていたが、彼らは決して対独穏健派とは呼べない。言い換えれば、即決処刑を主張する人々が対独強硬派とは必ずしも言えず、また裁判方針を主張する人々が対独穏健派とも必ずしもならない。即決処刑と言えばきわめて峻厳に聞こえるけれども、裁判方式を採用することが即決処刑と比べて峻厳でないとは必ずしも言えない。むしろ、亡命諸政府やユダヤ人諸団体に見られるように、ナチス戦争犯罪人に対する厳罰を主張する人々こそ裁判方針を唱道していたとも言える。即決処刑派と裁判方式派の違いは戦後の対独政策の色合いからではなく、むしろ、それ以前の、法律尊重主義（リーガリズム）と政治的現実主義（レアルポリティック）との対立と評価した方が実際的であろう。

そもそもモーゲンソーらがドイツに対して厳しい処置を主張したのは、ドイツに迫害されたユダヤ人の救出活動をめぐる国務省との対立が背景にある。ユダヤ人難民救出活動に消極的な国務省の姿勢に対する苛立ちが財務省にはあり、その観点からドイツに対する原則的方針を掲げようとする中で即決処刑方針が出されたのであって、この方針はナチ・ドイツのユダヤ人迫害などの非人道的犯罪行為に対する自然な報復といった意味を持っていた。ナチ幹部に対する司法的処断を主張したスティムソンら陸軍省の路線は、リーガリズムを墨守するスティムソンらしい念の入った政策と言えるのであるが、即決処刑を主張したモーゲンソーら財務省、戦争難民局の意図は、司法的処罰では生ぬるいという点にあったのではなく、そのような念の入った方針が確実に実行されるかどうかについての、これまでの「実績」を踏まえての懸念にあったといえる。

以下、まず第一に、難民救済をめぐる財務省と国務省の対立と、そこから生じた財務長官モーゲンソーの国務省不信、そして例のモーゲンソー案の成立にいたる事情を見、次いで同案に対する陸軍省からの反対と戦犯処罰問題をめぐる政策対立について見ていこう。

## 一 ユダヤ人救出をめぐる活動 戦争難民局の成立

ナチ政権の成立以来、ドイツ本国ならびにドイツ占領諸地域に居住するユダヤ人の国外脱出をどのように支援するかは重大な問題であった。脱出先としてアメリカは第一の候補ではあったが、アメリカはこの時期に移民受入制限政策を採用しており、ユダヤ人に対してもこの点で例外ではなかった。そもそもローズヴェルト政権はアメリカ国内ではユダヤ人から絶対的な支持を受けており、決してユダヤ人との関係が問題になる政権ではない<sup>③</sup>。にも関わらず、ローズヴェルト政権のユダヤ人難民受入政策はきわめて制約されたものであった。

第二次世界大戦前の一九三八年七月六日、三二ヶ国が参加して開催されたエヴィアン会議はアメリカの主導で始められ、諸国のユダヤ人難民受入枠の拡大を目的として開かれたものであった。しかし当のアメリカ自身が移民受入枠を變更するつもりはなく、また会議参加のその他の国々、とりわけ期待がもたれたラテン・アメリカ諸国もユダヤ人受入の積極的意思はまったくなかった<sup>④</sup>。

アメリカ政府のユダヤ人受入に対する消極姿勢は大戦の開始以降も、またドイツにおける「ユダヤ人問題の最終解決」が実行に移された一九四二年以降も基本的に変わらなかった。大統領ローズヴェルトは難民問題について自らイニシアティブを取るつもりはなく、政策判断を全面的に国務省に委ねていた<sup>⑤</sup>。その国務省は難民受入枠の拡大には一貫して消極的であり、受入移民数はむしろ受入枠を下回るほどであった。こうした傾向に政権内部から異論がでるのは四三年になつてからである。

財務長官モーゲンソーはもともと難民問題にそれほどの関心を持っていたわけではない。ただ、この時期に国務省の

救済政策に対するサボタージユ、とりわけ國務長官補佐官としてこの問題を担当したブレッキングリッジ・ロングのきわめて消極的な対応に対して、批判的な立場をとった。四三年一月、モーゲンソーはこうした批判を込めた「私的報告」を大統領に提出、國務省の無策に対する厳しい指摘を行っている<sup>6</sup>。当初「政府のユダヤ人虐殺黙認についての長官への報告」というタイトルで財務省内でモーゲンソー長官に提出されたこの秘密報告は、國務省の怠慢の実態について縷々報告し、次のような激しい文面で、そもそも國務省にはこの問題を扱う資格がないと断定した。

ユダヤ人を絶滅から救出する件は、無関心で無神経でおそらくは敵意さえ持つ人物たちの手に委ねておくのには余りに重大な任務である。時がかくも貴重な場合には、実行の熱意あるものが一貫した不断の努力に支えられてはじめて成功することができる<sup>7</sup>。

財務省からの國務省批判には最高裁判事フランク・マーフィ、副大統領ヘンリー・ウォレス、それに大統領の妻エレン・ローズヴェルトも同調したと言われる。この種の問題に首を突っ込みたくないローズヴェルトもさすがに何か動かざるを得ないと感じたようだ。ほどなくして大統領は難民問題の新委員会を組織する権限をモーゲンソーに委ねた。このようにしてできた新組織が戦争難民局 (War Refugee Board) であり、新長官には財務省内のモーゲンソーの片腕、若干三五歳の俊英ジョン・ペールが就任した。ただ、ローズヴェルトは戦争難民局の政策決定に当たりモーゲンソーの他に、陸軍長官のステイムソン、新國務長官のステイニアスが加わることを求めていた。これは、一方では救済計画実現のために戦争難民局から國務・陸・財務の各省に業務要請を行う際に、各省が充分その要請に応じるための組織

的保障として、各省長官がそこに関与することが望ましいという政治的判断が働いたとともに、ともすれば「ユダヤ人最眞」(New Deal)などと揶揄されたローズヴェルト政権に対する国民の不信感を招かないための配慮でもあった。<sup>⑧</sup>

この時期に財務省と陸軍省との対立があらわれたもうひとつの問題はアウシュヴィッツ強制収容所爆撃問題である。一九四四年六月、アウシュヴィッツ強制収容所から逃れてきた二人の元収容者、ルドルフ・ヴルバとアルフレート・ヴェッツラーの報告を戦争難民局ジュネーブ代表のロスウェル・マクレランドが入手し、ペールに電文を送り、救出を訴えている。<sup>⑨</sup>そこでペールは陸軍次官ジョン・マクロイと会い、アウシュヴィッツ強制収容所を標的とする爆撃について検討するように要請した。陸軍の作戦計画局もこの問題を検討しているが、結論は「枢軸国の早期降伏をもたらすことが最も効果的な救出」というものだった。<sup>⑩</sup>

世界ユダヤ人会議の会長ナーフム・ゴールドマンもマクロイと会い、アウシュヴィッツ爆撃を要請しているが、マクロイは爆撃地点はイギリス側が決定していると逃げている。ゴールドマンはマクロイの紹介でイギリス統合参謀使節のシモン・デイル卿にも会いに行くが、そこでも爆撃に消極的なデイル卿の対応に失望している。<sup>⑪</sup>

九月末、ポーランド亡命政府から再度爆撃要請があつたが、マクロイの副官ガーハート大佐はロシアの作戦範囲であるから行動を起こすべきではないと進言した。<sup>⑫</sup>一月初頭、ペールは最後の要請の手紙を送っているが、それに対しても作戦局は拒否回答をしている。<sup>⑬</sup>

こうした陸軍省の消極姿勢に対して、財務長官モーゲンソーが閣議の場でマクロイを「ユダヤ人の圧殺者」(oppressor of the Jews)と非難したことが、閣議に出席していたスティムソンからマクロイに知らされ、それを聞いたモーゲンソーがマクロイを自宅に招いて関係修復を図るという事件も起こった。両者は友人として別れたとのこと

であるが、政策的な対立は明らかであった。<sup>14</sup>

いずれにせよ、このような経過の中でモーゲンソーは国務・陸軍各省のユダヤ人問題に対する反応の鈍さに対する不信をますます強めていった。いわゆるモーゲンソー案の提出はこうした背景の中で行われた。

## 二 モーゲンソー案

アメリカの対独政策を考えるうえでもっとも興味深く、またこれまで喧しい議論を呼んだ問題は財務長官ヘンリー・モーゲンソーが提出した戦後ドイツ再編計画、いわゆるモーゲンソー案である。この案は戦後ドイツ占領政策に関する広範囲な提言であるが、そのもっとも重要な部分は、戦後ドイツを三分割し（この案はドイツ東部をソ連赤軍が占領した場合のソ連占領地域について想定していない）、そのうち一分割地域（ルール地域）は国際管理下におき、その工業基盤を破壊して将来の軍需生産の基盤を摘み取ってしまうという点にある。この案はナチ・ドイツの戦時中の残虐行為に対する報復という側面とともに、戦後のヨーロッパ秩序をイギリス、フランスを中心に再編しようとするものであり、モーゲンソー個人がユダヤ系アメリカ人であるという事情とあいまって、アメリカにおける対独報復主義の存在を印象づけるものとなっている。

ではモーゲンソー案とは具体的にどのようなものか。この案は一九四四年九月頃にモーゲンソーが大統領ローズヴェルトに提出した一連の書簡の総称であるが、中でも、一九四四年九月六日、英首相チャーチルとのケベック会談の最中

に提出した「降伏後の対独政策案」と題する文書がもつとも詳細である。全部で一四の項目にわたって述べられたこの提言を要約的に紹介すれば次のようになる。

1. ドイツの非軍事化 ドイツ軍とドイツ国民の武装解除、軍需工業の完全な破壊。
2. ドイツ分割 東プロイセンの一部をポーランドに、ザール地方はフランスに、ルール地方を国際管理地帯に、残余の国土は南北に分割。
3. ルール地方 ルール地方の工業力の剥奪。
4. 原状回復と弁償 賠償支払いは求めず、原状回復と弁償は現物移転の形で行う。
5. 教育と宣伝 再編計画ができるまでの間、学校と大学は閉鎖。小学校はすみやかに再開。
6. 政治的・非中央集権化 ドイツ分割を容易化するため、中央政府の幹部官僚は解雇し、州政府の再建と連邦政府の形成を促す。
7. 軍のドイツ国内経済への責任 軍はドイツ経済問題には責任を負わず、ドイツ国民に委ねる。
8. ドイツ経済発展の管理 向こう二〇年間、連合国によりドイツ経済は管理され、軍事経済の潜在力を抑える。
9. 戦争犯罪人の処罰と特殊団体の取り扱い 主要戦争犯罪人のリストを作成し、当該人物と確認され次第射殺される。
10. 記章と制服の着用 軍事記章及び軍制服着用は禁止される。
11. パレードの禁止 軍の行進は禁止され、軍楽隊は解散される。

12. 空軍 軍用、民間用を問わずすべての航空機は没収され、航空機の操縦は許可されない。

13. 合衆国の責任 ドイツ占領政策は連合国の責任であり、合衆国、英国、ソ連が主たる役割を持ち、他の行政執行はドイツ近隣諸国が行う。

14. アメリカ高等弁務官の任命 アメリカのドイツ高等弁務官が速やかに任命される。

このうちもつとも有名な項目は「3. ルール地方」であろう。この部分をそのまま紹介すれば次のようになる。

ここはドイツ工業力の心臓部であり戦争の沸騰釜 (cauldron) である。この地域は現存するすべての工業を剥奪するだけでなく、予見しうる将来において工業地域となることができないように弱体化され管理される。このために次の段階が実施される。

(a) 短期間で、可能ならば戦闘終了後六ヶ月以内に、軍事行動によつて破壊されていない全工業施設設備は取り壊してこの地域から移動されるか、または完全に破壊される。鉱山から全施設が取り除かれ、鉱山は完全に破壊される。

この地域の撤収は次の三段階で完遂されると想定される。

(i) 軍はこの地域に侵攻し次第、撤収できないすべての施設設備を破壊する。

(ii) 清算と弁償のための連合各国による施設設備の移動。

(iii) 六ヶ月程度の明示された期間内に移動されなかったすべての施設設備は完全に破壊されるか、またはスク

ラップに裁断され、連合国に割り当てられる。

(b) この地域の全住民は当地が再び工業地域になることが許されないことを理解せしめられる。それにともない、特別技能または技術的訓練を受けている当地の全住民とその家族は永久に当地を去り、できる限り広範囲に散住する。

(c) この地域は国際地帯とし連合国により設立される国際安全保障機関により統治される。統治に当たり国際機関は上述の目的を促進するよう考案された政策に導かれる。<sup>15)</sup>

以上のように、モーゲンソー案はドイツ工業の中心地であるルール地域を非工業地化することをうたうものであるが、それ以外の点では、この案はそれほど突飛な案ではない。実際、ステイムソンもこのルール地域問題と戦犯処罰問題以外ではモーゲンソー案に反対していない。戦後ドイツに対する領土的、政治的、経済的、社会的な制裁の必要は多かれ少なかれ共通認識にあり、その中でモーゲンソー案の特異性はなんとと言っても「ドイツの農牧国家化」と一括されるルール工業地域の破壊という点にあった。

さて、モーゲンソーがこのような案を直接大統領に提出するのには次のような背景があった。この夏、アメリカの財政支援状況の視察のためモーゲンソーは訪欧しているが、その旅行の最中に次のような二種の文書を示された。ひとつは機内で示された国務省内作成のドイツ占領方針に関する文書である。この文書は一九四四年春に国務省内の対独戦後政策に関わる委員会が作成したもので、ドイツの分割を含む厳格な講和条約に反対するという内容が記されていた。この文書を示されたモーゲンソーは「最初は興味深く、次には不満が、最後には完全に反対」するようになった。これを

きつかけに彼はドイツ問題に深く関わっていくことになる。<sup>15)</sup>

もうひとつの文書は現地軍司令官ドワイト・アイゼンハワー將軍から示された。この文書は陸軍次官マクロイの起草したもので、現地軍への指令書としてドイツ占領にともなう行動指針をまとめたものである。そこには「必要な場合、基本的な経済活動を助成する」とか「ドイツ外国貿易を再建する」といった文面があった。マクロイの意図は戦争で疲弊したドイツに占領軍が法と秩序を回復するという点にあったが、読みようによっては寛大な講和に向けた青写真と言えないこともなかった。寛大な講和を語ることはソ連との関係を悪化させ、東方戦線での攻勢に悪影響があるとして、アイゼンハワー自身もこの指令書には反対であった。アイゼンハワーからこの文書を見せられたモーゲンソーは驚き、帰国後ただちにローズヴェルトに報告して、陸軍省のこうした姿勢を批判した。大統領はモーゲンソーの批判にびつくりしたのかも知れない。翌日、ローズヴェルト自らがスティムソンに対し「この『ハンドブック』は全然ダメだ」とのきわめて辛辣な批判文を届けさせている。こうした大統領の姿勢に意を強くしたモーゲンソーは、財務省内に腹心からなる委員会を設け、ドイツ問題についての大統領宛財務省提案を起草するように命じたのである。

一方、七月にノルマンディから帰国した陸軍長官ヘンリー・スティムソンは、三十一日、陸軍次官マクロイ、國務次官（当時）エドワード・ステイニアスと夕食をともにし、懸案のドイツ占領政策、とくにアメリカ軍がどの地域を占領するかを議論している。<sup>16)</sup> その結果、ドイツ占領間近と見て、占領政策、とりわけどの部分をアメリカ軍が占領するかについての案作成が急務と大統領に具申し、大統領の同意をとりつけて國務長官、陸軍長官、財務長官、それと大統領側近のハリー・ホプキンスが参加する委員会を結成している。モーゲンソーが自分たちとはまったく違う対独占領政策を立案していることにスティムソンが気がついたのはこの時期である。<sup>17)</sup> しかも、國務長官ハルもモーゲンソー側になびく

傾向にあることを知るにいたって、ステイムソンの苦悩は増した<sup>21)</sup>。委員会では、大統領に提出する報告書をハルが代表して作成し、その一方、ステイムソン、モーゲンソーもそれぞれの見解を大統領に報告することとした。このうち財務省案の名前で大統領に提出された文書がいわゆるモーゲンソー案となる。

さて、こうした経緯を経て作成されたモーゲンソー案が、国務・陸・財務の摺り合わせと調整といった通常の過程を経ないまま、あたかも一人歩きしてしまったように急速に現実味を帯びてきたのは、一九四四年九月一日から一六日までカナダのケベックで行われた米英首脳会談の中である。ケベック会談では米側からこの案が英側に提示され、しかも英側の承諾まで得てしまったからである<sup>22)</sup>。

モーゲンソー案をめぐるケベック会談での米英側のやりとりは会議議事録を見る限りかなり安易で、はたして米英両巨頭がこの案の意味するところを真剣に考えていたのかどうかを疑わせるものである。

まず、九月一三日、ローズヴェルトとモーゲンソーとが会談し、この席で大統領はモーゲンソーに対して英側の大蔵省主計長官チャーウエル卿を相手に「何でも好きなことを話してくれ」と依頼している。「何でも？」とのモーゲンソーの確認に、大統領は「米軍占領地の件、ドイツ分割の件、ルールとザールの国際化の件」などを挙げ、しかも財務省見解のパンフレットを英外相イーデンにも送ったことを告げている。大統領は対独占領政策についてモーゲンソー案を土台に米英が意見の摺り合わせをするよう依頼したものと云ってよいだろう。大統領はモーゲンソー案にほとんど疑念を示していない<sup>23)</sup>。

この日の夜、米英のダイナー会議があり、その場でモーゲンソーが発言した。ドイツは農牧業国家に戻るべきで、ドイツ人は他の国民よりも低い生活水準に置かれるべきであると述べている。チャーチルの侍医モラン卿によれば、「こ

の粗野な話し合いの最中、ただ一人、首相だけが地に着いた態度であった。実際、モーゲンソー自身の回想でも、チャーチルはモーゲンソーの対独案に烈火のごとく怒って反対したことを認めている。チャーチルはいらいらして、こんな計画を話すためにモーゲンソーを連れてきたのかと大統領をなじった。<sup>23)</sup>

このように、ケベック会談の最初の頃は、モーゲンソー案に対してチャーチルが反対したことは間違いない。しかし英側代表団の中でもチャーウエルはモーゲンソー案に同情的であり、米側でもランド提督は賛成だがリーヒー提督は反対という具合に、米英間で意見が異なるというよりも、それぞれの戦後構想との関連でモーゲンソー案（ドイツの農牧国家化）にどういう立場をとるかという点で意見がまちまちだったといつてよい。その意味で、ソ連とイギリスの間に強いドイツを置いておきたいのがチャーチルの意思なのかとモーゲンソーが問うたときに、チャーウエルがその通りと述べているのは興味深い。<sup>24)</sup>

翌一四日、モーゲンソーとチャーウエルが会談している。モーゲンソーが（計画案の）冊子を渡すとチャーウエルは組織労働者がこんなドラステックな案を承知するかどうか尋ね、モーゲンソーは大丈夫と応えている。チャーウエルは昨日、何故チャーチルがあれば反対したのか分らないとし、おそらくチャーチルはモーゲンソーの意図を完全に把握していなかったのではないかと述べた。モーゲンソーは、國務長官ハルもこの計画に賛成していると述べている。チャーウエルは首相にもより魅力的になるように計画案を修正しようと述べ、モーゲンソーはチャーウエルに修正案文作成を依頼した。<sup>25)</sup>

同日、モーゲンソーはチャーウエル修正文を携えて、ローズヴェルト、チャーチル会談に臨席した。チャーウエルがこれを提案すると、ローズヴェルトは、ドイツが前世紀後半にそうであったような農業国家に戻ったとしても不当な苦

難とは思わないと述べ、さらに、驚いたことに、チャーチル自らも前言を翻し、突然「そうしよう」と言い出した。それはまるで、昨日、火の出るような猛反対を自分が言ったことなど覚えていないかのようであった。<sup>27</sup>翌一五日の会議では、前日にケベックに到着した英外相アンソニー・イーデンがローズヴェルト、チャーチルの前でモーゲンソー案に反対の意見を述べている。この案はまるでパーミンガム一帯をデヴォンシャーのようにする類のもので、英国の国益にも反する、と。しかしチャーチルは外相のこの反論を手厳しく抑えた。それはイーデンの予想を超える厳しさだったようだ。結局、両首脳の合意を覆すことはできなかった。<sup>28</sup>

それにしてもチャーチルの反応は奇妙であった。彼はなぜ最初あれほど強硬に反対し、また次の日は突然これを受け入れたのか。この点について確定的なことは分からないが、おそらくはケベック会談のもうひとつの重要議題であった武器貸与法に基づく対英借款に関して米側からの譲歩を引き出すための苦肉の策としての側面が強いのではないか。<sup>29</sup>

いずれにせよモーゲンソー案はケベック会談で米英の共通了解に一応はなりかけた。モーゲンソーの喜びはもとより大きかった。<sup>30</sup>しかしその直後、この案は米国の新聞にリークされて急展開を遂げる。<sup>31</sup>同案の存在をメディアにリークしたのが陸軍次官マクローイであったかどうかは分からないが、いずれにせよモーゲンソー案が新聞沙汰になると世論はこの野蛮な計画に唾みつき、結局、ローズヴェルトは引つ込めざるを得なくなった。モーゲンソー案の不当性を執拗に大統領に意見したスティムソンに対してローズヴェルトは「ヘンリー・モーゲンソーがヘマをやった」と最後に述べているが、大統領自身がこの案の意味をどの程度深刻に考慮していたのかきわめて疑わしいというのが真相ではなかったか。<sup>32</sup>

### 三 ドイツ戦犯処罰問題

一九四四年八月から一〇月にかけてのモーゲンソー騒動はドイツ戦犯処罰問題にも影響を及ぼさざるを得なかった。ケベック会談ではイギリス側が戦犯処罰問題についての大法官ジョン・サイモンの覚書を提出し、これをスターリンにも送付することが両国首脳によつて確認されている。大法官のこの文書は、ヒトラーらナチ主要戦争犯罪人については裁判によらず、一定のリストを作成してそこに掲載された者は即決処刑に処するというものであった。<sup>33</sup>この覚書を大統領が即座に了解したのは、その内容がモーゲンソー案の戦犯処罰方針とより二つの案であつたからである。確かに、モーゲンソー案では、ナチ主要幹部を逮捕し、即日、処刑すべしという内容になつている。これは対独厳罰主義で望むモーゲンソー案らしい内容ではある。しかし、このことは司法手続きによる処罰を主張する陸軍省案が対独厳罰主義でないことを意味してはいない。むしろ、司法手続きによる処罰はある意味で即決処刑以上に厳罰主義を徹底するものという考え方もあり得る。

この問題について、戦争難民局と陸軍省、さらに連合国戦争犯罪委員会アメリカ代表ハーヴァート・ベルの間の関係を財務省内で後にまとめた文書「戦争犯罪人裁判と処罰」を読むと、問題はやや違ふところにあつたことが分かる。<sup>34</sup>以下、この文書に沿つてこの間の事情を考えてみよう。

前述のように、一九四四年八月にモーゲンソーら財務省関係者が訪欧している。モーゲンソーの対独政策、対独戦犯政策が形成されるのはこの訪欧の影響が大きい。八月一六日に連合国戦争犯罪委員会アメリカ代表ハーバート・ベルがモーゲンソーを訪ね、ドイツ国民に対する犯罪を戦争犯罪に含めない点について問題を指摘した。ベルによれば、ナチ

の戦争犯罪は単に敵国民ないし占領地住民に対するものとどまらず、そもそもナチ政権成立後、ドイツ国内でユダヤ人をはじめとする少数派に対して行われた犯罪政策の一環であつて、従つて戦争犯罪委員会はドイツ国民に対する犯罪も管轄内に含めるべきだといふのであつた。翌一七日、財務省審議官のジョサイア・デュボワがベルと会つた。ベルはデュボワに対して、連合国戦争犯罪委員会の委員の多くが法律家で、戦争犯罪を敵国民ないし中立国民に対する犯罪に限定していることを指摘し、前述のような戦争犯罪の適用規定の拡大に委員会の支持を得るためにアメリカ合衆国政府からの指示が実質的援護になるとした。

これに対してデュボワはユダヤ人に対する犯罪も処罰するという警告を公にすれば、さらなる犯罪行為への抑止になるとしてベルの立場に理解を示し、ベルもこれに同意し、戦犯概念の拡大を求める公式の指示があれば戦争難民局への追加的な援護になるともした。ただ、その際にベルは、ヒトラー、ゲーリング、ゲッベルス、ヒムラーら主要犯罪者は連合国政府の政治レベルでの取り扱いとなるべきとしており、主要戦犯に対する裁判方式による処罰という路線を明示的に取つていたわけではないことは確認しておかなければならない。言い換えれば、ベルはナチ戦争犯罪概念の拡大に尽力をしていたが、そのことは主要戦争犯罪人に対する裁判方式による断罪という方針とは必ずしも同じものではないのであつた。

さて、財務省一団が帰国後、戦争犯罪委員会の問題を戦争難民局に提出し、それに基づき、戦争難民局長官のジョン・ペールが八月二六日にステイニアス國務次官に覚書を送つてゐる。國務省がベルに対して自国民に対する暴力犯罪を含む枢軸国犯罪人の処罰を指示することを促すためである。

その後、九月四日、ペールは國務省から返事を受けた。そこには國務省で結論が出次第、それを送ると書いてあつた

が、三ヶ月経っても返事はなく、電話で問い合わせても検討中とのことだった。一月二日にベルが帰国し、何の連絡も受けていないのは何故かと問い合わせたので、戦争難民局から再び国務省に問い合わせているが、国務省は枢軸国のユダヤ人に対する犯罪を支持する法理論を見つけ出すことができないのではないかと戦争難民局関係者は推測していた。一月二四日、ステイニアスから返書が来て、また検討中とのこと。二三日、ペールは再び手紙を書き、新国務長官たるステイニアスが枢軸国民に対する犯罪を含む全戦犯に対する処罰の意思を表明するように呼びかけている。ところが、こうしたやりとりの一方で、実はペールはすでに戦争犯罪委員会アメリカ代表の地位を失いかけていた。米議会はペール派遣予算を承認せず、事実上アメリカは戦争犯罪委員会のペール派遣を断念したのである。もともと、それがペールに伝えられたのは一ヶ月も後になつてのことであつたが。<sup>35</sup>

その一方で、当時、陸軍省内では後のニユルンベルク裁判の原型となる新しい法理論の構築が図られていた。いわゆる共同謀議論と称されるこの法理論は、主要戦争犯罪人を含むドイツ戦争犯罪人について、ユダヤ人と少数派、及び占領地住民に対する迫害と戦時重罪行為が『我が闘争』に典型的に示されるナチス党のイデオロギー的・政策的企図によつて引き起こされたものであるとし、これらの犯罪行為を達成するために組織された団体に加入していることが明らかになれば、その加入しているという事実自体で犯罪が立証されるとする画期的理論であつた。この法理論に従えば、ヒトラーらの最高首脳から末端実行犯にいたるまで、また敵国民、中立国民に対する戦時中の重罪行為から戦前のドイツ自国民に対する迫害まで、すべての犯罪をナチの共同謀議として一網打尽にとらえることができたのである。<sup>36</sup>

こうした陸軍省内部の検討結果についても財務省を中心に異論が提出された。翌四五年一月一七日、モーゲンソーはマクロイに電話し、財務省の見解を伝えて会談を提案している。一八日の午後三時に会談が行われることになつたが、

その際、一八日の一〇時半に国務、陸、司法長官の三者会談が大統領側近のサミュエル・ローゼンマンの執務室で開かれる予定であることが分かった。そこでモーゲンソーはローゼンマンに電話し、その会談に財務省も入れてもらいたいと頼むが、ローゼンマンは難しいと応え、ただ、一七日の三時半にローゼンマン自身がデュボワと会うことは承諾した。

ローゼンマンとの会見でデュボワが主張した陸軍省案に対する意見は、(a)条約は不必要であり遅れの危険があること、(b)大量共同謀議罪裁判はみせかけの「陰謀裁判」として法的無秩序に発展する危険があること、(c)主要戦争犯罪人は連合国指導者により政治的レベルで扱われるべきとのモスクワ宣言に従うのが望ましいこと、の三点であった。

これに対してローゼンマンは共同謀議論はあらゆる枢軸戦犯を一網打尽にする理論として画期的であること、条約は裁判に高度な権威を与えるものであることを説明し、その上で、デュボワに対し財務省としてどのような対案があるかを確認した。デュボワの対案は、(a)戦犯の連合国への即時引き渡しと裁判の時間制限、(b)世界の審判により有罪が確定している主要戦犯をできるだけ多くリスト化し、形式的裁判を経ずに連合国指導者によりこれらの人物を処罰すること、(c)必要ならば共同謀議罪を用いて、自国民に対する犯罪を起こしたものを含む残余の犯罪人を裁く軍事裁判を設立すること、の三点であった。このうちローゼンマンは二点を除き同意した。二点とは、(a)主要戦犯といえども裁判なしで処罰することは好ましくないこと、(b)条約取りきめが不必要とは思えないこと、である。

一月一八日の午後、マクロイが財務省に来てモーゲンソー、デュボワらと会見、主要戦犯の裁判なし処罰の点以外は財務省見解と一致している。財務省側は見解を文書にまとめて明朝提出するとした。一八日夜、ローゼンマンがデュボワに電話し、主要戦犯問題以外は財務省案に賛同とした。

このようにして国務、陸、司法の各長官による大統領宛覚書が提出された。これを示された財務省幹部はモーゲンソー

に対し、モスクワ宣言の引き渡し手続きが優先されること、国際法廷について条約ではなく執行協定によると修正されていること、犯罪的共同謀議が枢軸国民に対する戦前の残虐行為を含む犯罪的企図を含んでいること、一方、主要戦犯の裁判なし処罰は覚書では採用されていないこと、国際法廷はそれに続く法廷をも拘束すること、などを指摘したうえで、結論として「全体として覚書は財務省の建設的関与を反映するものとなっている。この総合の結果、最終的産物は評価できる方向に強化されたものと言つてよい」とのほぼ三省長官覚書を追認する姿勢を示したのである。

以上のような経過を見れば、財務省が主要戦争犯罪人に対する裁判による断罪という陸軍省の方針に反対の姿勢を崩さなかつたとはいえ、全体として陸軍省案にそれほど頑なに反対の態度を示していなかつたことが分かる。主要戦犯に対する裁判問題にしても、どちらかと言えば、手続き的煩雑さや世論の批判を理由とする反対意見であつて、即決処刑を断固として主張するというものではなかつた。このことは、戦後の対独強硬路線が戦犯処罰方式について必ずしも一義的な意味を持つていたのではないこと、対独強硬ということが即決処刑に直結するものではなかつたことを意味しているのである。

### おわりに

財務長官モーゲンソーが対独占領政策に関心を寄せた最初の動機は、ユダヤ人救出活動やアウシュヴィッツ空爆をめぐる国務省や陸軍省の「怠慢」に対する憤懣であつた。この「怠慢」の背景には、ユダヤ人の苦難を喧伝するユダヤ人

団体の組織活動に対するある種の嫌悪ないし偏見がナチの絶滅政策に対する甘い見通しを醸成したこと、強制収容所囚人の救出といった人道活動は対独軍事作戦の本体から見れば二義的な重要性しか与えられなかったことなどが考えられる。

ところで國務省の怠慢を口をきわめて批判するという点では連合国戦争犯罪委員会アメリカ代表ベルもまた人後に落ちるものではなかった。ベルの場合には戦争犯罪委員会におけるナチ幹部断罪論の影響を受け、そのために「ドイツ国内におけるドイツ国民に対する罪」をも戦犯法廷の管轄とすべしとの司法的厳罰主義を採用した。そして、相変わらずの伝統的国際法の枠組にしがみつく國務省の保守的体質に接して、ベルは財務省に接触し助力を求めたのである。その意味で、モーゲンソーとベルとはドイツに対する原則的対処を堅持するという基本的な方向性において同質の問題意識を有していた。そして、そうした原則方針の堅持という点においては陸軍省のスティムソン、マクロイも同じような問題意識を持っていた。

従って、モーゲンソー案をめぐる騒動が陸軍省側の勝利に終わったことから、モーゲンソー的解決案に対して陸軍省的司法処罰方針が勝利したと断定することは必ずしもできない。むしろ、モーゲンソーが批判して已まない國務省の事なかれ主義に対してベルも、また陸軍省の幹部たちも憤り、その是正を求めていた。陸軍省の司法処罰方針の構築は、ある意味ではナチを生んだドイツ国民に対する厳しい処断を要請するモーゲンソー案に根本理念において相通するものを持っていたという言い方も許されるであろう。

- (1) 八月五日、陸軍次官ジョン・マントリーは内相ハロルド・ニコルソンと夕食をともにし、「一ヶ月で戦闘が終了したとしても驚きはない」と語っている。(Cf., Kai Bird, *The Chairman, John J. McCloy: The Making of the American Establishment* (New York, 1992), p.223).
- (2) この話の出所は会談に同席したローズヴェルトの長男エリオット・ローズヴェルトが残した回想であるが (Elliott Roosevelt, *As He Saw It* (New York, 1946), pp.186-191) エリオットの主旨は、戦犯裁判をめぐりスターリンとチャーチルが対立し、まずい空気が流れたのを父ローズヴェルトが得意のショークでうまく片づけたところにある。しかし、この際チャーチルが異議を唱えたのは、スターリンの提案が通例の戦争犯罪人については犯行地の国内法廷に引き渡すという一九四三年一月の英米ソ外相宣言を逸脱しているからであり、ヒトラーらナチ主要幹部の処遇を問題にしているのではない。即決処刑で問題になるのは通例の戦争犯罪人ではなく、あくまでナチ主要幹部の扱いであり、ナチ幹部についてはチャーチルは即決処刑をむしろ主張していた部類に属する。なお、テヘラン会談のこの部分については、当時ローズヴェルトの通訳として同席した国務省チャールズ・ボレーンの記録が比較的全体像を描いていると思われる。(Cf., "Tripartite Dinner Meeting, November 29, 1943, 8:30pm, Soviet Embassy, Bohlen Minutes", in: *Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers, The Conference at Cairo and Tehran 1943* (United States Government Printing Office, Washington, 1961), pp.552-555).
- (3) ローズヴェルトは一九三二年選挙では八二%、三六年選挙では約九〇%のユダヤ人支持票を得ていた (Cf., Carol Silverman, "The American Jewish Community, the Roosevelt Administration, and the Holocaust", in: Thomas C. Howard/William D. Pederson (eds.): *Franklin D. Roosevelt and the Formation of the Modern World* (Amornk, 2003), p.194)。
- (4) Henry L. Feingold, *The Politics of Rescue, The Roosevelt Administration and the Holocaust 1938-1945* (New York, 1970), pp.30-33.
- (5) *Ibid.*, p.18.
- (6) *Ibid.*, pp.239f.
- (7) *Ibid.*, p.241.
- (8) *Ibid.*, pp.241-245.
- (9) *Ibid.*, *The Chairman, John J. McCloy*, p.212.
- (10) *Ibid.*, p.213.
- (11) *Ibid.*, p.219.

- (12) *Ibid.*, p.220.
- (13) *Ibid.*, p.221.
- (14) *Ibid.*, pp.222f.
- (15) *Foreign Relations of the United States. The Conference at Quebec 1944* (United States Government Printing Office, Washington, 1972) (以下、FR *The Conference at Quebec*と略), pp.101-108.
- (16) モーゲンソー自身の言葉では「訪欧を計画したときはドイツの将来問題に巻き込まれるとは思いませんでした。思ひもかけず、ドイツ問題のご真ん中に身を投じ入れることになった」のである。John Morton Blum, *From the Morgenstau Diaries. Years of War 1941-1945* (Boston, 1967), pp.331-334.
- (17) "Prat of an Interim Directive to the Supreme Commander, Allied Expeditionary Force", in: FR, *The Conference at Quebec*, pp.110-120. この指令に基づき派遣軍司令部にもこの冊子"Handbook of Military Government in Germany"が作成された。
- (18) ローズヴェルトの手紙は、Blum, *From the Morgenstau Diaries*, pp.348f. である。これを参照し Bird, *The Chairman. John J. McCloy*, p.224.
- (19) 大統領ローズヴェルトは米軍によるドイツ北部占領を希望していたが、ステイムソン、マクローイ、そしてスナティニマスはイギリスとの対立を懸念してこれには反対の意向を持っていた。(Cf. Henry Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service In Peace and War* (New York, 1947), p.568)。
- (20) 九月四日、ステイムソンはマクローイ、モーゲンソー、財務省内のモーゲンソーの部下ハリー・ホワイトと食事をしているが、その日の日記には「当然と言えなくもないが、モーゲンソーはとても強硬で、ドイツの取り扱いについて自分も首を突っ込みたいのがありあった。私としては賢明なこととは思えないのだが」と記している。(Cf. Stimson and Bundy, *On Active Service*, p.569)。
- (21) 九月五日の第一回委員会の様子について、ステイムソンは日記にこう記している。「彼(ハル)とモーゲンソーはドイツのルール・ザール地域を二級の農業地区にしようとしていた。その地域がドイツにとってのみならず、全ヨーロッパにとつてどのような意味を持っているようにもした。ホプキンスはこの地域で製鉄業は廃棄するとうとうとまででは両者と同様だった。私は自分が少数派であることを発見し懸命に努力してみたが同僚たちを説得することはできなかった。この四年間の中でこれほど困難で不快な会合は持ったことがなかった。個人攻撃などはなかったとはいえ」(Cf. Stimson and Bundy, *On Active Service*, p.570)。
- (22) ケベック会談には英側が首相チャーチル、外相イーデン、大蔵省主計長官チャーウエル、海相アンドリュー・カニンガム、国防相(チャー

チル) 付参謀ヘイステイングズ・イズメイらが出席したのに対して、米側は大統領ローズヴェルトの他は財務長官モーゲンソーは出席したものの、国務長官も陸軍長官も出席してゐない。

- (23) "Roosevelt-Morgenthau conversation, September 13, 1944, 4pm", in: *FR. The Conference at Quebec*, pp.323-324.
- (24) "Roosevelt-Churchill Dinner Meeting, 1944/09/13, 8pm", in: *FR. The Conference at Quebec*, pp.324-328. チャーチルの辛辣な批判にモーゲンソーは相当な心理的痛手を受けたようだ。会談直後の日記に「大統領は座りつづけてはたして何もしゃべりなかつた。これがチャーチルに対するときの彼のやり方だった。彼は首相が私を攻撃するのを消耗するようにならせた。彼は私をあらゆる毒消しに使った。……私は意気消沈してソックスに戻り、眠れぬ夜を過ごした」とある (Blum, *From the Morgenthau Diaries* p.369)。
- (25) "Roosevelt-Churchill Dinner Meeting, 1944/09/13, 8pm", in: *FR. The Conference at Quebec*, p.327.
- (26) "Morgenthau-Cherwell Meeting, 1944/09/14, 10am", in: *FR. The Conference at Quebec*, pp.328-330.
- (27) "Roosevelt-Churchill Meeting, 1944/09/14, 11:30am", in: *FR. The Conference at Quebec*, pp.342-343.
- (28) 後「イーデンは、チャーチルが外国代表団の前で自分を叱責したのは後にも先にもこれが最初で最後だった」と回想してゐる (Cf. Earl of Avon, *The Memoirs of Anthony Eden. The Reckoning* (Boston, 1965))。
- (29) ケンシツ会談で当初、モーゲンソー案に猛反対してゐたチャーチルは武器貸与法関係で米側から三〇億ドルをもちつかされ、ローズヴェルトから戦後ドイツ計画で協力しなければ金は出なうとなじきり言われたので、前言を翻してモーゲンソー計画に調印した、との解釈もある。参照: Thomas Fleming, *The New Dealer's War. Franklin D. Roosevelt and The War Within World War II* (New York, 2001), p.431.
- (30) フリントンに戻ったモーゲンソーは「ケンシツでは信じられぬほどうまくいった。……私個人としては、これは私の政府内の全経歴の中で最高点だった」と述べてゐる (Blum, *From the Morgenthau Diaries*, p.373)。
- (31) 『「ニューヨーク・タイムズ」紙のロバートニズド、アーサー・クロック Arthur Krockが「大統領側近のちよつと下の人」に飲みを誘われ、モーゲンソーがどうに行つてゐるか調べて」ちよつと言われた。クロックはモーゲンソーがケンシツに行つて「あの狂った計画」を進めてゐることを突き止めた。新聞にすっぱ抜いた。続いて「ウォール・ストリート・ジャーナル」紙のドリュー・ピアソン Drew Pearsonもモーゲンソー案を書いた。ドイツではケンシツルがユダヤのモーゲンソーがドイツをシヤガイ毛細なしちやうとしてゐると宣伝した (Cf. Fleming, *The New Dealer's War*, p.432)。
- (32) Stimson and Bundy, *On Active Service*, p.581.
- (33) "Minute by President Roosevelt and Prime Minister Churchill 1944/09/15", in: *FR. Conference at Quebec*, p.467, なぎやギリス

- の対独戦犯処罰問題については、拙稿「第二次世界大戦初期イギリスの対独戦犯処罰」『白鷗法学』第一九号(二〇〇二年六月)、参照。
- (34) 以下の引用は特に断りのない限り、下記文書からのもの。“Trial and Punishment of War Criminals. A Summary Statement on Treasury Department participation in molding the United States recommendations for treating war criminals”, Franklin D. Roosevelt Library, Name of Collection: Morgenthau, Henry, Jr., Container: 396, File: Reparation and War Crimes.
- (35) この事情については拙稿「ハーバート・ペルと連合国戦争犯罪委員会」『白鷗法学』第二二号(二〇〇三年一月)、参照。
- (36) 陸軍省における共同謀議論の検討については拙稿「アメリカにおける共同謀議論の成立 資料紹介と解説」『東京女学館短期大学紀要』第二二輯(二〇〇〇年)、を参照されたい。

(本学法学部教授)